

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉のふくちゃん
- 3 代表者の氏名
上條 兼一
- 4 主たる事務所の所在地
松本市今井4870番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが、人間の尊厳を保ち、暮らすことで自己決定・自己実現が図れ、主体的に生きることができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず地域社会に暮らすすべての人々が健康で文化的な暮らしが営める社会と、その組みの実現のため寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月15日
 - 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県G I S協会
 - 3 代表者の氏名
増沢 延男
 - 4 主たる事務所の所在地
上田市上田原1073番地4
 - 5 定款に記載された目的
- この法人は、主に団体・法人・自治体、個人に対して、地理情報システム（以下、G I Sという）の普及活動および利活用に関する事業を行い、行政情報、災害、地域安全などの地域情報基盤の構築・整備に携わることにより地域社会の情報化推進、行政サービス、住民サービスに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くれよん
- 3 代表者の氏名
前島 光明
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市上郷別府2056番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者や高齢者及び乳幼児、病弱者に対して、日常生活における介護・支援に関する事業を行い、又、介護・支援を必要とする者とその家族に対して、きめ細やかで質の高い地域生活支援の実践に努め、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年2月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野サマライズ・センター
- 3 代表者の氏名
不破 泰
- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市広丘吉田505番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、IT機器やIT関連技術を有効に活用することで、障害者・高齢者を中心とする地域に住む人々の自立をサポートし、社会参加の促進を目指し、また、それに関わる人材を育成し、地域社会の発展と、誰にでも優しい街づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

介護サービス情報公表システムハウジングサービス業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県社会部長寿福祉課

電話 026（235）7121

4 入札手続等

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月13日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎4階402号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

長寿福祉課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県犬等収集輸送業務委託

(2) 役務の特質

保健所に収容した犬等の収集及び犬等管理所への輸送

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定

による、長野県内における一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

(5) 別に定める仕様書の輸送用設備を搭載した車両を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部食品・生活衛生課

電話 026 (235) 7154

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月26日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟501号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月16日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(別表)

名 称	住 所
長野県佐久保健所	佐久市跡部65-1 長野県佐久合同庁舎
長野県上田保健所	上田市材木町1-2-6 長野県上田合同庁舎
長野県諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10 長野県諏訪合同庁舎
長野県伊那保健所	伊那市大字伊那3497 長野県伊那合同庁舎
長野県飯田保健所	飯田市追手町2-678 長野県飯田合同庁舎
長野県木曽保健所	木曽郡木曽町福島2757-1 長野県木曽合同庁舎
長野県松本保健所	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎
長野県大町保健所	大町市大字大町1058-2 長野県大町合同庁舎
長野県長野保健所	長野市大字中御所字岡田98-1
長野県北信保健所	飯山市大字静間字町尻1340-1
長野県北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19
長野市保健所	長野市若里6-6-1
長野県東信犬等管理所	小諸市大字甲1891-1
長野県南信犬等管理所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14613-279
長野県中信犬等管理所	安曇野市三郷温1296
長野県北信犬等管理所	上高井郡高山村大字高井5909-2

食品・生活衛生課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ小諸東店

小諸市御幸町2-2-26ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市大字和田483-8

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,026 m ²	2,215 m ²

駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
339台	262台

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成19年10月20日

5 届出年月日

平成19年2月20日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所産業労働課

7 縦覧の期間

平成19年3月1日から平成19年7月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県佐久地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

平成19年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成19年3月1日

長野県知事 村井 仁

1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

ア 1級、2級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 金属熱処理（一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理作業） 産業車両整備（産業車両整備作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） 布はく縫製（ワイヤツ製造作業） プラスチック成形（射出成形作業） とび（とび作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シリシング防水工事及びFRP防水工事作業） 塗装（建築塗装及び金属塗装作業）	平成19年8月26日（日）
機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及び数値制御フライス盤作業） 鉄工（構造物鉄工作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） めっき（電気めっき作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 木型製作（模型製作作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業） 印刷（オフセット印刷作業） 左官（左官作業） 置製作（置製作作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事及びカーペット系床仕上げ工事作業） 広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成19年9月2日（日）

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業） 放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工作業） 仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ作業） 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業） 建築板金（内外装板金及びダクト板金作業） 工場板金（曲げ板金及び打ち出し板金作業） 鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装作業） 石材施工（石張り作業） タイル張り（タイル張り作業） 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） 表装（表具及び壁装作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業） 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーク工事及び加熱ペイントマシンマーク工事作業） 塗料調色（調色作業）

平成19年9月9日（日）

イ 3級

検定職種及び作業名	期日
造園（造園工事作業） 機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤及び数値制御旋盤作業） 建築板金（内外装板金作業） 工場板金（曲げ板金作業） 仕上げ（機械組立仕上げ作業） 機械保全（機械系保全及び電気系保全作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成19年7月29日（日）
金属熱処理（一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理作業）	平成19年8月26日（日）

(2) 実技試験

平成19年6月11日（月）から平成19年9月16日（日）までの間ににおいて別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

4 実技試験問題の公表

平成19年6月4日（月）から長野県職業能力開発協会で行います（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります。）。

5 受検資格

(1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下、「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下、「規則」という。）第64条の2の規定に該当する者

(2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(3) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙及び受検案内書は、長野県職業能力開発協会、長野県商工部雇用・人材育成課、工科短期大学校、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで配布します（郵送を希望する場合は、返信用封筒（切手140円分はったもの）を同封の上、長野県職業能力開発協会又は長野県商工部雇用・人材育成課まで請求してください。）。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

平成19年4月3日(火)から平成19年4月13日(金)まで

(郵送による場合は、平成19年4月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(7) 1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検定職種	金額
造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 布はく縫製 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 置製作 防水施工 内装仕上げ 施工 熱絶縁施工 表装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾 路面表示施工 塗料調色	15,700円

(イ) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検定職種	金額
造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保全 電子機器組立て フラワー装飾	10,500円

(注)「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、平成19年10月10日(水)に長野県公式ホームページ、県庁東側掲示板、工科短期大学校、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。

ただし、金属熱処理を除く3級職種については、平成19年8月28日(火)に発表します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

8 その他

技能検定について不明な点は、長野県商工部雇用・人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

雇用・人材育成課

公告

平成19年度随時実施技能検定を次のとおり行います。

平成19年3月1日

長野県知事 村井仁

1 試験の実施

試験は、受検の申請があったときは、随時実施します。

2 試験の区分及び内容

試験区分は、随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

3 実施職種及び作業

鋳造(鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計及びプリント配線板製作作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ネット製品製造(丸編みネット製造及び靴下製作作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製作作業)、紳士服製造(紳士既製服製作作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(書籍製本、雑誌製本及び商業印刷物製本作業)、プラスチック成形